

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神川町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神川町長

公表日

令和3年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。</p> <p>②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種歴管理・接種勧奨及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。</p> <p>③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。</p> <p>④新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種歴管理・接種勧奨及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、中間サーバシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号</p> <p>②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一 第10号 予防接種法 第15条</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一 第76号 健康増進法 第17条</p> <p>④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 別表第一 第93の2号</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条、第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 第56の2号、69の2号、第70号、87号</p> <p>②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 第16の2号、16の3号、第17号、18号、19号</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 第102の2号</p> <p>④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 第115の2号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	評価書名	神川町 健康管理システム	健康管理に関する事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・健康増進法によるがん検診及び各種検査・歯科検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診時の記録 ②予防接種の記録、管理 ③検診及び検査の予約受付、受診、結果の記録管理 ④未熟児養育医療の申請・給付・自己負担金の徴収事務・台帳管理 ⑤各種訪問・相談記録	①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。 ②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種管理・接種勧奨及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の項)	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第10号 予防接種法 第15条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第76号 健康増進法 第17条	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	②の一部、④は有 その他は、無	実施する	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②に関しては、別表2の17項、18項、19項 ④に関しては、別表2の70項	(照会の根拠) ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第70号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第17号、18号、19号 (提供の根拠) ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第26号、56号の2、87号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第17号、18号	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保険健康課長 山口国春	保険健康課長	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・定 性・利用停止 請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の取り扱い に関する問合せ	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月13日	IV リスク対策	—	全項目新規追加	事後	
令和2年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。 ②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。	①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。 ②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき実施する新型コロナウイルスの予防接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。	事前	
令和3年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第10号 予防接種法 第15条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第76号 健康増進法 第17条	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第10号 予防接種法 第15条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第76号 健康増進法 第17条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第93の2号 新型コロナウイルス等対策特別措置法 第28条、第46条	事前	
令和3年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会の根拠) ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第70号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第17号、18号、19号 (提供の根拠) ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第26号、56号の2、87号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第17号、18号	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第56の2号、69の2号、70号、87号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第16の2号、16の3号、17号、18号、19号 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第105の2号、第115の2号	事前	
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事前	
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事前	
令和3年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。 ②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき実施する新型コロナウイルスの予防接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。	①母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき実施する保健指導・新生児や妊産婦に対する訪問指導・健康診査・母子健康手帳の交付及び養育医療の給付等に関する事務を行う。養育医療とは、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し行う、養育に必要な医療をいう。 ②予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する定期予防接種の接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ③健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する歯科検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査被対象者に対する健康診査及び保健指導・がん検診等に関する事務を行う。また、がん検診において法定事務として行う健診以外の前立腺がん検診・胃がんリスク検査に関する事務を行う。 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき実施する新型コロナウイルスの予防接種歴管理・接種動向及び健康被害が発生した場合にその疾病及び障害に関する給付の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、中間サーバシステム	健康管理システム、宛名システム、中間サーバシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第10号 予防接種法 第15条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第76号 健康増進法 第17条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第93の2号 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条、第46条	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第49号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第10号 予防接種法 第15条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第76号 健康増進法 第17条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 別表第一 第93の2号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条	事前	
令和3年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第56の2号、69の2号、70号、87号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第16の2号、16の3号、17号、18号、19号 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第105の2号、第115の2号	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第56の2号、69の2号、70号、87号 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第16の2号、16の3号、17号、18号、19号 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第102の2号 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第115の2号	事前	